

いわゆる「自ら評価」の改善について（事務局たたき台）

平成 30 年 5 月
食品安全委員会事務局

1 背景

食品安全委員会が自らの判断で行う食品健康影響評価（いわゆる「自ら評価」）については、食品安全基本法や同法第二十一条第一項に規定する基本的事項において食品安全委員会の事務として規定され、実際に各評価結果を受けてリスク管理機関における措置が講じられるなど、一定の機能を果たしてきた。しかしながら、近年の提案件数の減少傾向等により、将来的にこれまでのような機能を果たせなくなるおそれもある。

よって、いわゆる「自ら評価」について、以下のような改善策を検討し、可能なものから順次実施することとしたい。

2 改善策

(1) 短期的事項

企画等専門調査会における調査審議を充実させる観点を踏まえつつ、提案件数の増加を図るため、ホームページによる外部募集や専門委員への要請等の既存の取組に加え、以下のような取組を実施する。

- ・ （専門委員に加え）専門参考人への要請
- ・ 地方公共団体の食品安全担当職員への要請

(2) 中長期的事項

① 調査審議方法の見直し

専門調査会会合における調査審議を充実させるため、会合における調査審議の前に、少人数グループ（座長や提案に関連するハザードについて識見を有する者等により構成）において、会合で調査審議することが適当かどうかを提案ごとに検討する。

② 調査審議スパンの柔軟化

専門調査会会合における調査審議を充実させるため、提案の状況等によっては、現在毎年行っている調査審議を複数年ごと（例えば専門委員の任期である 2 年ごと）に行うなど、調査審議スパンの柔軟化を図る。